

9 その他の留意事項

(1) 「公の施設」と P F I

「公の施設」とは

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設」です（地方自治法第 244 条）。

P F I 事業者が「公の施設」を管理する場合

P F I 事業によって「公の施設」を整備し、施設の管理を包括的に P F I 事業者に行わせる場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」を採用する必要があります（自治事務次官通知第 6 参照）。

ただし、包括的な委託ではなく、P F I 事業として、例えば下記の諸業務を行わせることが可能です。

なお、この場合にあつては、P F I 事業者は料金収入を自らの収入として収受できず、当該料金を自ら定めることもできません。

ア 下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
- ・警備
- ・施設の清掃
- ・展示物の維持補修
- ・エレベーターの運転
- ・植栽の管理

イ 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

- ・入場券の検認
- ・利用申込書の受理
- ・利用許可書の交付

ウ 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第 243 条、同法施行令第 158 条）に基づく使用料等の収入の徴収

エ 当該施設運営に係るソフト面の企画

P F I と指定管理者制度について

指定管理者と P F I の関係、それぞれで必要な議決項目、及び議決のスケジュールについては、総務省から「P F I と指定管理者制度について」で基本的な考え方が示されていますので参照してください。

(2) 地方財政措置について

地方公共団体が実施する P F I に係る地方財政措置の扱いについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成 12 年 3 月 29 日付自治調第 25 号自治省財政局長通知）を参照のこと。

(3) PFI事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率

地方公共団体が実施するPFIに係る債務負担行為の位置付けと起債制限比率については、自治事務次官通知を参照のこと。

(4) WTO政府調達協定

WTO政府調達協定とPFI事業契約

PFI契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものです。このため、政府調達協定(1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。)対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となる可能性が高くなります。

こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格(主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。)が適用基準額以上となる場合に、特例政令(「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号))の適用を受けることとされている点に留意する必要があります。

政府調達協定の適用対象基準額(平成16年総務省告示第64号)

適用期間 平成16年4月1日～18年3月31日の間

契 約 内 容	基準金額
物品等の調達契約	3千2百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	24億3千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億4千万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3千2百万円